○ 厚生労働省告示 第四百九十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月十二日　　厚生労働大臣　川崎　二郎

第２　添加物の部C　試薬・試液等の項１　試薬・試液のジフェニルアミン試液の目の次に次の一目を加える。

ジブチルエーテル　$[CH_3(CH_2)_3]_2O$　本品は，無色澄明の液体である。

屈折率 n_D^{20}＝1.398～1.400
比重　0.764～0.770
沸点　141～143℃

第２　添加物の部C　試薬・試液等の項 11　参照赤外吸収スペクトルの微結晶セルロースの目の次に次の一目を加える。

ブタノール

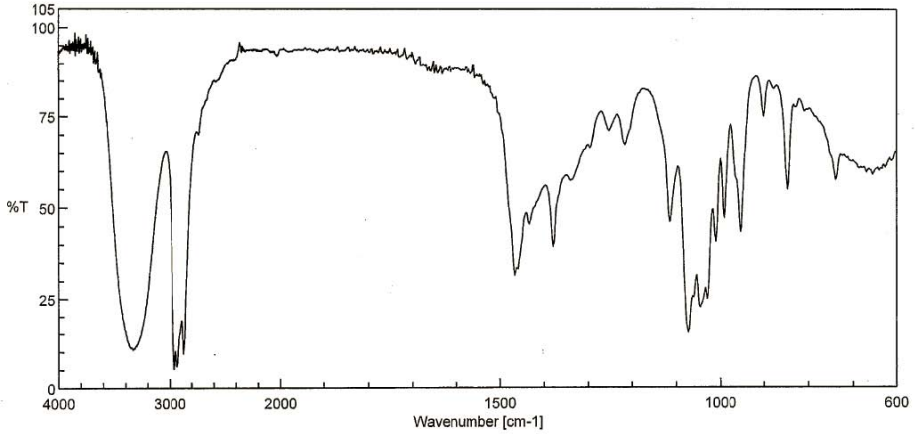

第２　添加物の部D　成分規格・保存基準各条の項フェロシアン化ナトリウムの目の次に次の一目を加える。

ブタノール

Butanol

$C_4H_{10}O$　　分子量　74.12
Butan－１－ol　[71-36-3]
含　量　本品は，ブタノール（$C_4H_{10}O$）99.5%以上を含む。
性　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　(1)　屈折率n_D^{20}＝1.393～1.404

(2)　比重　0.807～0.809（25℃）

(3)　酸価　2.0 以下（香料試験法）

(4)　ジブチルエーテル 0.15%以下

定量法を準用してガスクロマトグラフィーを行うとき，ジブチルエーテルのピーク面積は，全ピークの合計面積の 0.15%以下である。ただし，ジブチルエーテル・ブタノール溶液（15→10,000）1 μl につき，試験するとき，ブタノールとジブチルエーテルのピークが完全に分離する操作条件を用いる。

定　量　法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第２　添加物の部F　使用基準の項フェロシアン化ナトリウムの目の次に次の一目を加える。

ブタノール

ブタノールは，着香の目的以外に使用してはならない。